



令和 8 年度「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」

ハマカルアートプロジェクト2026

間接補助事業者 公募要領

【令和 8 年 5 月 1 日現在】

<はじめに>

ハマカルアートプロジェクト 2026 では、福島県の浜通りを中心とした福島 1 2 市町村※¹において、アーティストが一定期間滞在する創作活動を支援することで、アーティストやクリエイターが地域を舞台に多彩なアートを通じた創造的な活動を行い、地域の歴史、伝統、生活、地域文化の再発見、住民の方々との交流を生み出し、地域への創造的な価値が創出されることを目指しています。

将来的には、こうした営みが地域の創造性・革新性を育み、地域の暮らしの活力、産業・経済を牽引する原動力となる状態が実現することを目指します。

※1 福島 1 2 市町村：東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった、福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全 1 2 市町村を指します。以下、「1 2 市町村」と記載します。

※その他、本要領で用いられている用語の定義は「1 2. 使用する用語の定義」をご覧ください。

目次

1. 補助事業の背景・目的	3
2. 補助対象事業の概要と要件	3
2-1. 補助対象事業の概要.....	3
2-2. 補助対象事業の要件.....	4
2-3. 補助対象事業の対象や活動例	7
2-4. 補助額と補助率	7
3. 間接補助事業者の要件	8
4. 間接補助事業の実施	8
4-1. 間接補助事業の実施期間.....	8
4-2. キックオフミーティングの実施.....	9
4-3. 中間報告会の実施	9
4-4. 成果報告会（ハマカルアートウィーク）の実施.....	9
4-5. 間接補助事業の実施に係る調査協力・報告	10
5. 間接補助事業の申請手続	10
5-1. 公募期間.....	10
5-2. エントリー表明	10
5-3. 申請書類の提出	11
5-4. 公募説明会.....	11
5-5. 申請書作成のためのご支援	12
5-6. 申請にかかる留意事項等.....	13
6. 審査・採択	13
6-1. 審査方法.....	13
6-2. 審査の観点.....	14
6-3. 採択件数.....	15
6-4. 採択後の手続・採択結果の公表.....	15
7. 補助対象経費	16
7-1. 補助対象経費、補助上限額、補助率.....	16
7-2. 補助対象となる経費.....	16
7-3. 補助対象とならない経費.....	18
7-4. 補助対象経費全般に係る留意事項.....	19
8. 補助金の支払について	19
8-1. 補助金の支払時期	19
8-2. 補助金の支払額の確定方法	20
8-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握	20
9. 交付決定	21
9-1. 交付決定通知書の交付.....	21
9-2. 交付決定に係る留意事項.....	21
10. 間接補助事業者の除外要件	22
11. 申請書類一覧.....	22
12. 使用する用語の定義	24
13. 補助事業のスキーム	24
14. 補助金を応募する際の注意点	24
15. その他	25

1. 補助事業の背景・目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島12市町村（以下「12市町村」）の人々の地域での暮らしやつながりは大きな影響を受けました。12市町村では長期間、広範囲にわたって避難指示が発令され、当該地域で暮らす住民の方々はそれまでとは一変した生活を余儀なくされました。

避難指示が徐々に解除され、復興は進展しつつある一方で、人々のつながりや地域づくり、産業・経済の更なる復興・進展など当該地域において挑戦していかなければならない課題は山積しています。

本事業では文化・芸術が人々に内在する創造性や表現力を引き出す力に着目し、アーティストが一定期間地域に滞在して得る様々な体験（地域の方々との交流や当該地域に伝承されてきた歴史、伝統、生活、風習、文化などの良さを、あらためて知ること等）を創造的活動につなげることで、当該地域の新たな価値や地域内外の人々の対話や交流を生み出すことを目的としています。「文化」を意味するCultureの語源である「Colere」に「耕す」という意味があるように、ハマカルアートプロジェクトを通じて、浜通り地域の生活や文化の礎を育み、より一層豊かなものとなることを目指しています。

2. 補助対象事業の概要と要件

2-1. 補助対象事業の概要

本補助事業では、12市町村において現地に滞在し、地域の方々と共に暮らし、交流しながら創作活動を行うアーティストおよびアーティストとともに活動を行う事業者を募集します。若手アーティストの皆さんやより多彩なアート分野からの募集を歓迎します。

アーティストが一定期間12市町村に滞在することでその土地や住民の方々と向き合い、地域の歴史や伝統・生活・文化と出会うことによって、その地域だからこそ生まれる有機的な作品が生み出されること、またその創作プロセスにおいて「地域内の人と人のつながり」や「地域の内と外との対話や賑わい」「地域文化の再発見」、「地域内の新たな内発的価値」が創出されることを期待しています。こうした活動はすべて地域や人々との共創に他ならないと考えています。（下図）



本補助事業では、下記の3つのサポートを行います。

(1) 現地調整・事業推進のサポート

現地で創作活動を行う上で必要な調整や相談を積極的にサポートします。

公募期間中は、現地視察ツアーやオンラインでの個別相談などによる申請書作成サポート（要申込み）を実施します。（詳細は、「5-5. 申請書作成のためのご支援」を参照）また、採択決定後は定期的な進捗会議やチャットコミュニケーションを通じ事業推進サポートを実施します。

(2) 成果報告会の場の提供

間接補助事業者が事業期間内に取り組んだ創作活動や制作物を発表する場として、成果報告会を開催します。成果報告会は、12市町村内で令和9年1月30日（土）～2月7日（日）に実施する予定です。会場や開催内容については、間接補助事業者の取組内容に応じて企画します。（詳細は、「4-4. 成果報告会の実施」を参照）

(3) 事業にかかる費用の補助

間接補助事業にかかる費用を1事業者あたり100万円～1,000万円補助します。取組のための諸経費として、人件費、備品費、旅費や謝金など幅広い費用にご活用いただけます。

2-2. 補助対象事業の要件

下記のすべての要件を満たす事業が対象となります。

- (1) 補助対象となる事業者が、単独または複数の地域（12市町村内）において、プロジェクトを実施すること。^{※1}
- (2) 交付決定日から令和9年2月15日（月）の間で、発注・納入・検収・支払等の事業の手続の全てが完了する事業であること。
- (3) 活動に参加するアーティストのうち最低1名が20日以上滞在できること。^{※2}（公募等でアーティストを募る場合は必ず20日以上滞在を行うことを申請要件として設定ください。）^{※3}
本事業は、地域の方々との丁寧な交流や共同作業を重視しています。滞在期間や滞在人数に上限はなく、より長期間の滞在や複数アーティストでの滞在を歓迎いたします。
- (4) プロジェクトを通じて、地域の方々との共創的な活動や対話等のコミュニケーションや交流づくりを実施すること。
- (5) 事業計画書を策定し、当該計画書に基づいて、プロジェクトを実施すること。
間接補助事業者は、公募申請時に、本事業の「事業計画書」を作成し、事務局に提出することとします。（事業計画書は「様式1_間接補助事業申請書_ [事業者名]」の様式に沿って作成いただきます。）ただし、交付申請までに実施体制等に変更があった場合は、交付申請時に変更後の連携体制等を記載した事業計画書を再提出いただきます。実施体制等に変更が無い場合は、再提出の必要はありません。
- (6) 事業採択後の計画変更が必要な場合、事前に事務局に相談すること。

本事業の趣旨・目的に反する計画の変更や不履行があった場合、補助対象事業として認められない場合があります。また、事務局に計画変更（等）承認申請書を事前提出するべき変更を間接補助事業者の独断で実行したことが後からわかった場合にも、補助対象事業として認められない場合があります。

- (7) 計画に基づき実施したプロジェクトについて、「4 - 5. 間接補助事業の実施に係る調査協力・報告」で定める実績報告書を提出すること。また、実績報告書ならびに成果物の公表に応じることができること。

※1 例外として事務局や経済産業省との協議の結果、12市町村外の地域での活動を認められる場合があります。

(リサーチのため12市町村外の専門機関を訪れる場合、合理性や交通事情の観点から宿泊場所を12市町村外に設ける場合等)

※2 滞在期間の考え方については、本項 P.6 「『滞在期間』の考え方について」を参照ください。

※3 制作スタッフ等の創作活動をメインで行うアーティストでない場合も、できる限り長期的な滞在を歓迎します。

「滞在期間」の考え方について

「滞在」とは一定期間12市町村に留まって活動を行うことを指し、必ずしも宿泊を伴う場合のみを「滞在」と認定するものではありません。

滞在を1日のうち8時間以上実施した場合は全日「1日の滞在」、4時間以上8時間未満実施した場合は、「半日の滞在」とします。(4時間未満は半日の滞在とは認められません。)

※12市町村外での活動についても、趣旨に沿った意義が認められ、事務局の合意があれば滞在と認める場合もあります。ただし、主たる現地活動は12市町村内で実施してください。

※12市町村内外を往来する移動や、宿泊時間は現地活動に含まれません。

合計20日の滞在を行うためには、例えば下記のようなパターンが考えられます。

連続して現地活動を実施する場合

- ・1月1日から1月20日を現地滞在期間とし、毎日8時間以上現地活動を行う場合。
(合計滞在期間20日間のうち全てが「1日の滞在」として数えられます。)
- ・1月1日から2月9日を現地滞在期間とし、毎日6時間現地活動を行う場合。
(合計滞在期間40日間のうち全てが「半日の滞在」として数えられるため、
 $40 \text{ 日間} \times 0.5 \text{ 日 (半日)} = \text{合計} 20 \text{ 日間の現地活動、とみなすものとします。}$)

複数回に分けて現地活動を実施する場合

- ・1月1日から1月10日の10日間と、1月20日から1月30日の10日間を現地滞在期間とし、毎日8時間以上現地活動を行う場合。
(合計滞在期間20日間のうち全てが「1日の滞在」として数えることが可能です。)
- ・1月1日から1月15日の15日間と1月20日から1月30日の10日間を現地滞在期間とし、前半15日間は毎日8時間以上、後半10日間は毎日6時間現地活動を行う場合。
(合計滞在期間25日間のうち、後半10日間は「半日の滞在」として数えられるため、
 $15 \text{ 日間} + 10 \text{ 日間} \times 0.5 \text{ 日 (半日)} = \text{計} 20 \text{ 日間の現地活動、とみなすものとします。}$)

2-3. 補助対象事業の対象や活動例

本補助事業の対象事業として、主に下記①～③のような場合があります。
参考にそれぞれの活動例についても確認ください。

①アーティストが申請者として単独でエントリーする場合

- ・アーティスト本人が12市町村内のコワーキング施設と交渉し、1室を疑似的なアトリエとして拠点にして活動。12市町村のリサーチ及び住民へのインタビューを実施して、作品の創作を行う。
- ・文芸作家と映像作家が共同で、12市町村を縦断する国道沿いの住民とともに食にまつわるエッセイ作品集を創作する。そして、その様子を映像作家が撮影し、ドキュメンタリーとして作品化する。また、書籍としても発行する。

②事業者（※個人事業主も可）がアーティストを招へいする場合

- ・12市町村内外で活動する者が、招へいしたアーティストと共に、住民とのワークショップを実施。その成果をもとに、アーティストの立体作品の制作を支援する。
- ・12市町村内で、劇作家と俳優を招へいし、現地コーディネートをを行いながら、戯曲の制作を支援。その戯曲を用いて、12市町村内で演劇ワークショップを実施する。

③事業者がアーティストを募集する場合

- ・若手アーティストを対象に、12市町村内を舞台にした作品を募集する映像制作のための脚本コンペを開催し、審査により選ばれた数名に対し、滞在制作に係る資金と伴走サポートを提供する。
- ・将来、映像分野での活動（映画監督、俳優、脚本家など）を希望している若手の参加者を支援・育成することを目的として、12市町村内地域で映画制作ワークショップを開催し、全国からその参加者を募る。

上記は事業の一例ですが、上記の例に関わらず、幅広く多彩なプロジェクトを募集します。
申請する予定のプロジェクトが対象となるかわからない場合は、事務局までご相談ください。

2-4. 補助額と補助率

補助額： 100万円^{※1}～1,000万円^{※2}

補助率： 4/5^{※3}

※1 補助額が100万円を下回る事業でも事業効果が十分であると判断されれば、採択される場合があります。

※2 審査の結果、申請額から変更となる可能性があります。

※3 事業費が500万円である場合、補助額は400万円となります。

3. 間接補助事業者の要件

本補助事業における間接補助事業者の要件は以下の通りです。

- ・法人（企業、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利法人等）、任意団体、またはアーティスト個人（またはグループ）であること。
なお、任意団体の場合は、収入を得て出演者やスタッフに主体的に賃金を支払い決算書や計画書で収支状況の確認がとれること。※個人の場合は一定以上の所得を有し、財政状況がわかる資料として確定申告書の提出ができることを条件とします。
- ・本事業の遂行にあたり、経理実務の責任者を明確に定め、事務局との円滑な連絡・調整体制を維持できること。
- ・本事業と他の事業とを明確に区分して適正な経理処理（証憑書類の整理・保管を含む）、業務管理を行う能力を有すること。
- ・事務局が指定する事務説明会等に経理実務の責任者が参加し、経理処理のルールを遵守することを誓約できること。
- ・申請事業が宗教的または政治的な宣伝・主張を主目的としていないこと。
- ・経済産業省及び事務局による、間接補助事業期間中の取材対応、プロジェクト内容や成果物の情報提供等に応じることができること。
- ・必要に応じて事務局と連携・協議し、間接補助事業を実施する上で必要な措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
- ・日本国内に拠点（責任者住所、本店または支店）を持ち、国内金融機関口座を持っていること。
- ・間接補助事業の期間中及び終了後5年間、事務局の求めに応じて、指定の方法で事業の活動状況・成果等を報告可能な主体であること。
- ・経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ・キックオフミーティング（「4-2. キックオフミーティングの実施」参照）、中間報告会（「4-3. 中間報告会の実施」参照）および成果報告会（「4-4. 成果報告会の実施」参照）に出席できること。都合により出席が難しい場合は、事前に事務局にご相談ください。
- ・**過年度（令和5年度、6年度、7年度）、本補助金に三年連続で採択されており、第三者委員会において事業内容や効果に変化が見られないと判断される事業は原則採択不可となります。**

4. 間接補助事業の実施

4-1. 間接補助事業の実施期間

交付決定日～令和9年2月15日（月）まで

※ 交付決定日は採択公表日から約2週間程度を予定しています。

※ 事業内容等の観点から、合理的な理由がある場合には、事業終了日を令和9年2月15日（月）以降に設定することについてご相談に応じます。該当する場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

4-2. キックオフミーティングの実施

令和8年8月8日（土）午後、福島県大熊町（会場：CREVAおおくま）にて、キックオフミーティングを開催する予定です。

キックオフミーティングは間接補助事業者および創作活動を行うアーティストが、12市町村の地域風土、地域で実施する創作活動のポイント、補助金運用に関する理解の向上等を目的として実施します。プロジェクトの主体となる事業者およびアーティストは原則ご参加ください。

なお、キックオフミーティング内では事業者同士の交流機会も設けますので、事業に参加するその他アーティストやスタッフも積極的にご参加ください。

キックオフミーティングへの参加に際して発生する旅費等の経費（滞在費（宿泊費）、人件費、制作費等も含む）は、間接補助事業の経費として計上することが可能です。

※詳細は、採択決定後にお知らせします。

4-3. 中間報告会の実施

令和8年11月14日（土）、12市町村内会場にて、中間報告会を開催する予定です。

中間報告会は滞在制作の途中経過を間接補助事業者同士および専門家たちと共有することで、横のつながりを深め、創作活動への新たな視点を得ることを目的として実施します。プロジェクトの主体となる事業者およびアーティストは原則ご参加ください。中間報告会への参加に際して発生する旅費等の経費（滞在費（宿泊費）、人件費、制作費等も含む）は、間接補助事業の経費として計上することが可能です。

※詳細は、採択決定後にお知らせします。

4-4. 成果報告会（ハマカルアートウィーク）の実施

令和9年1月30日（土）～2月7日（日）、12市町村内各地および事務局指定の特設会場（12市町村内）にて、成果報告会（ハマカルアートウィーク）を開催する予定です。

成果報告会は地域内外の方々に向けた本プロジェクトの成果発表の機会と位置付け、一定期間内に全プロジェクトの様子を周遊できる機会を作り出すことで、人々の対話や交流を促進することを目的として実施します。

本期間内に独自の成果報告会等のイベントを企画いただくか、事務局指定の特設会場にて作品展示を行うか、原則どちらかの方法でご参加ください。

成果報告会への参加に際して発生する旅費等の経費（滞在費（宿泊費）、人件費、制作費等も含む。）は、間接補助事業の経費として計上することが可能です。

※詳細は、採択決定後にお知らせします。

※昨年度の様子はこちらよりご覧ください：<https://hamacul-project.com/event02.html>



4 - 5. 間接補助事業の実施に係る調査協力・報告

間接補助事業者へは採択後、進捗や成果など事業の情報について、事務局からの報告依頼を行います。事務局から連絡があった場合は、なるべく速やかに情報提供を行ってください。なお、報告の方法や様式は、事務局よりお知らせし、双方協議しながら作成するものとします。

ご依頼する内容は以下のとおりです。

①事業遂行状況報告書の提出

間接補助事業期間中、事業の進捗状況、補助対象経費の執行状況等について取りまとめた遂行状況報告書を定期的に事務局に提出してください。

②実績報告書の提出

間接補助事業の終了(廃止の承認を受けた場合も含む。)時に、間接補助事業の実施概要・成果実績等とともに、提出書類及び帳票類をとりまとめた実績報告書を事務局に提出してください。

成果報告書および実績報告書の提出期限は、原則として以下のうち、いずれか早い日とします。

- ・令和9年2月26日(金)
- ・間接補助事業の終了日から起算して30日以内

※必要に応じて追加の資料等の提出を求める場合があります。また、参加するアーティストにもレポートやアンケート等を求める場合があります。

5. 間接補助事業の申請手続

5 - 1. 公募期間

申請書類提出期間

令和8年5月1日(金) ~ 令和8年6月19日(金) 15:00

※期限を過ぎた申請書類の提出は一切受け付けませんのでご注意ください。

※一事業者あたり申請できる件数は1件までとします。

採択状況によって二次公募を実施する可能性があります。一度不採択になった事業者も二次公募に再度申請することが可能です。

ただし、採択状況によっては実施されない可能性もありますので、ご了承ください。

5 - 2. エントリー表明

本補助事業の申請には、エントリー表明フォームの申請が必要です。下記のエントリー表明フォームに必要事項を入力の上、完了ください。フォーム送信後は、登録したメールアドレス宛に受領についての自動返信が送信されます。受信できない場合は事務局までお問合せください。

<エントリー表明フォーム>

<https://forms.cloud.microsoft/r/J1yq1NeF9C>

※上記のURLは、本補助事業公募サイトに掲載されているリンクと同一です。



<申請締切>

令和8年6月17日（水）18:00まで

5-3. 申請書類の提出

本補助事業の申請には、指定の申請書類の提出が必要です。

「11. 申請書類一覧」に記載されている書類のうち、様式が指定されているものは、本補助事業公募サイト (<https://hamacul-project.com/>) からダウンロードし作成してください。

すべての提出書類が揃った後、下記のメールアドレスに添付して提出ください。

<メールアドレス>

contact★hamacul-project.com（ハマカルアートプロジェクト2026事務局 宛）

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

メールの送信時は、件名を「【公募申請】（申請団体名）ハマカルアートプロジェクト2026」として
ください。

提出が確認でき次第、事務局より受領確認メールを送信します。ファイル容量の都合上、メールが受信エラーとなる場合もありますので、事務局からのメールが確認できない場合はお問合せください。

※ファイル容量が3メガバイト以上のファイルは、事務局で受信できない可能性があるため、必要に応じてファイル共有サービスを活用するか、メールを複数回に分けて送ってください。

5-4. 公募説明会

間接補助事業の趣旨や公募要領の内容、提出すべき書類や記載方法等に加え、事業計画の策定や申請書類の作成に当たっての要点をご案内する説明会を以下の通り開催します。

採択を受けるためには、事業趣旨・内容等を十分理解した上で、事業計画を具体化することが重要であるという観点から、**申請を検討される場合は可能な限り参加ください。**

※説明会の参加有無による、審査上の優遇等はありません。

<開催日時>

令和8年5月8日（金）18:00～19:00

<開催方法>

オンライン会議形式（使用ツールは Microsoft Teams を想定しています。）

<参加方法>

令和8年5月7日（木）18：00までに、下記の説明会申込みフォームに必要事項を入力の上お申込みください。

※説明会の参加方法は、説明会申込みフォームに入力されたメールアドレス宛にご案内します。

※説明会の内容は、後日、本事業公募サイト (<https://hamacul-project.com>) にて公開する予定です。

<説明会申込みフォーム>

<https://forms.cloud.microsoft/r/XzZ8GL1L8L>

※上記のURLは、本事業公募サイトに掲載されているリンクと同一です。



5 - 5. 申請書作成のためのご支援

本事業の申請を検討されている方を対象に、申請書類提出前に申請に向けた支援を行う「申請書作成サポート」を実施します。申請書作成サポートへの参加は任意ですが、間接補助事業の採択を受けるためには、現地の実態を十分理解した上で、事業計画を具体化することが重要です。本事業への理解を深めたい方や、12市町村の団体や個人とのつながりづくりを希望される方、申請書作成に不安のある方はぜひお申込みください。

ご支援の内容として、「**現地視察ツアー（1泊2日）**」、「**オンラインマッチング会**」、「**オンライン個別相談会**」の3種類をご用意しています。

※申請書作成サポートに参加しない場合であっても間接補助事業の申請は可能であり、参加有無による審査上の優遇等はありません。

※現地視察ツアーは定員に達し次第、受付終了となります。ご了承ください。

※各サポートの内容

- ・ 現地視察ツアー（1泊2日）…12市町村を巡り、現地体験や過去採択者との対話機会を提供します。
- ・ オンラインマッチング会…希望内容をもとに事務局が地域事業者と調整し、オンラインで対話の機会を設けます。
- ・ オンライン個別相談会…申請書類の記載方法について、オンラインで個別サポートを行います。

<参加方法>

下記の申請書作成サポート申込みフォームに必要事項を入力の上お申込みください。

参加申込みの締切は下記の通りです。

- ・ **現地視察ツアー：令和8年5月27日（水）17：00**
- ・ **オンラインマッチング会・オンライン個別相談会：令和8年6月16日（火）17：00**

※そのほか実施内の詳細は本補助事業公募サイトをご確認ください。

<申請書作成サポート申込みフォーム>

<https://forms.cloud.microsoft/r/i7Av7eCNk6>



5 - 6. 申請にかかる留意事項等

- ・提出された申請書類等は、本事業の採択審査等以外の目的には使用しません。
- ・提出された申請書類等は返却しません。
- ・機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・申請書類等の作成費用は、補助対象経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ・申請書類に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現可能な内容のみ記載してください。
- ・採択後に事務局との協議を経た上で、最終的な事業計画書の承認を行います。採択状況や交付決定までの期間によっては、申請書類に記載した事業内容(事業スケジュール、支出計画等)に変更が必要となる可能性があります。
- ・申請書類に記載された内容に基づいて審査を行うため、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り下げる可能性があります。

6. 審査・採択

6 - 1. 審査方法

審査は、以下に定める審査項目を踏まえて事務局が作成する審査表に基づき、外部有識者等により構成される第三者委員会(非公開)によって厳正に行われます。

審査状況によっては、申請書類の内容に加えてプレゼンテーション形式での審査を行う場合があります。プレゼンテーション形式での審査は、1事業者あたりプレゼン5分程度、質疑応答10分程度で開催予定です。プレゼン審査は7月上旬を予定しています。

プレゼン審査を実施しない場合、あるいはプレゼン審査対象ではない場合の個別連絡はいたしません。実施する場合、対象者には開催2日前までにプレゼン審査の詳細をお送りします。

なお、審査の経過や審査結果の理由等に関するお問合せには応じられませんのでご了承ください。

6-2. 審査の観点

審査の観点は下記の通りです。

(1) 適格審査に関する観点

- ①提出された申請書類等の内容に不備等がないかどうか。
- ②「3. 間接補助事業者の要件」で定める要件をすべて満たし、かつ、「10. 間接補助事業者の除外要件」で定める要件を一つも満たしていないかどうか。
- ③「2-2. 補助対象事業の要件」で定める要件を全て満たしているかどうか。
- ④財務状況等は、適切な間接補助事業遂行に支障がないかどうか。

(2) 事業要件に関する観点

- ①プロジェクトの内容は、本事業の趣旨・目的に合致しているかどうか。
- ②プロジェクトの実施スケジュールは、現実的・効果的に遂行可能なものかどうか。
- ③事業に要する経費は、事業の内容・効果・成果に対して適切か。過大でないかどうか。

(3) 事業内容に関する観点

独自性	申請者ならではの独自性や創造性、あるいは創意工夫のあるアート表現や活動が期待できるかどうか。
事業効果	本事業の目的に資する効果（新しい価値創出・賑わい・つながり創出）を生むことのできる計画やプロセスになっているかどうか。
	事業の効果を最大化するために、滞在アーティストと12市町村内の住民の方々との交流機会の計画に工夫があるかどうか。
	事業の効果を最大化するために、十分な滞在期間を確保しているかどうか。
	間接補助事業の内容を広く発信する工夫が施されているかどうか。 (滞在中の活動の様子を自身のSNSで発信する、活動地域内外への情報発信を計画している等)
実現性	アーティスト本人、またはプロジェクトをサポートする人員の中に、創作活動・マネジメントについての経験、知識を有する者がいるかどうか。
	12市町村において、申請者の創作活動上必要な資源（被写体、ロケ先、展示会場等）の調達をスムーズにする地域コーディネーター（ここでは所属を問わず、その地域をよく知りつなぎ役となってくれる個人または団体）の協力を事前に得られていることまたは協力を得るための計画が十分に練られているかどうか。
	創作活動や芸術関連活動を通して地域活性に寄与する効果的な取組を行っていた実績があるかどうか。
	申請内容に発生する事務処理に対して、十分に処理可能と認められるかどうか。 (実施体制の中に経理担当がいる、または過去に補助金や助成金を受けて事務処理に対応した実績をもつ等)
将来性	間接補助事業者および間接補助事業が長期的展望を有し、その将来的な発展が期待される計画を有しているかどうか。

(4) 過年度採択事業者に関する観点

複数年目の事業者においては、過年度の事業内容を踏まえ、審査に反映します。

6-3. 採択件数

10件程度を予定しています。

※ただし、申請数・審査状況によって、採択件数は変動する場合があります。

※採択にあたって、以下の事業を優先的に採択します。

公募締切日（令和8年6月19日）時点で、満35歳以下の若手アーティストが滞在制作を行う事業

6-4. 採択後の手続・採択結果の公表

審査結果については、後日、事務局から申請者宛てにメールにて通知します。

採択となった申請者に対しては、別途、交付規程等を配布します。交付規程等に基づき、補助金の交付決定に係る手続を行っていただきます。

その際、計上された補助対象経費については、その内容・信憑性を確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）の提出を求める場合があります。

※採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合や事業計画等の一部に条件がつく場合もあります。

※採択となった場合には、間接補助事業者の法人名、法人番号、住所、採択金額、交付決定額、交付年度、間接補助事業計画名、間接補助事業概要、補助事業成果等を公表することがあります。あらかじめご了承ください。

<申請にあたっての確認事項>

本補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下、「補助金適正化法」）、及び「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）交付規程」（以下、「交付規程」）をよくご理解の上、また、以下に記載する各事項についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

7. 補助対象経費

7-1. 補助対象経費、補助上限額、補助率

間接補助事業における補助対象経費は、下表の通りとします。補助金の支払額は、補助対象経費に補助率を乗じた額と交付決定額のうち、いずれか低い額が適用されます。

補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証憑書類によって明確に確認できるものに限り、証憑書類は、中間検査・確定検査の際に事務局において確認し、証憑書類が不十分な場合は、当該経費を補助対象経費から除する場合がありますので、ご注意ください。

また、**補助対象経費は交付決定を受けた日付以降に発注等を行い、事業実施期間内に支払を完了した経費に限ります。**交付決定日より前に発注等した場合や、事業期間を過ぎてからの支払・引き落とし等は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

なお、補助対象経費の取扱いや補助事業の実施に係る基本的な事項等については、経済産業省が作成した、「補助事業事務処理マニュアル（以下、「マニュアル」という）」に記載されています。**事業の実施に当たっては、マニュアルを必ず事前にご確認ください。**マニュアルに則らない経費の取扱い等が認められた場合、補助金の交付を認めない場合があります。

補助率は、補助対象経費の定額（4/5）以内とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、厳正な審査の上、事務局で決定することとします。調整の結果、申請額を減額すること等を条件として採択となる場合もあります。

7-2. 補助対象となる経費

○補助対象経費一覧※1

区分	内容	
Ⅰ. 人件費	人件費	・事業計画に位置付けた事業に従事する者の人件費のうち、当該事業を行うために必要となる工程に係る作業時間に対する人件費（※2、※3）
Ⅱ. その他 経費	旅費費	・本事業遂行のために居住地と12市町村を往復する交通費。及び現地滞在における交通費、宿泊費
	会議費	・事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する

		経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	謝金	・事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、創作活動協力等に対する謝金等）
	原材料・備品費	・事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、創作活動に必要な経費
	借料及び損料	・事業を行うために必要な機械器具のリース・レンタルに要する経費（レンタカー代等も含む。）（旅費規程がある場合、レンタカー代は「旅費」として積算ください。） ・アーティストの滞在・創作活動拠点の家賃（ただし保証金・敷金・仲介手数料・光熱水費等は対象外となります。）
	消耗品費	・事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	印刷製本費	・事業で使用するパンフレット・リーフレット等の広報物、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
	補助員人件費	・事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他事業を行うために必要と認められる経費	・事業計画に位置付けた事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの（例：告知のためのウェブサイト運営にかかるサーバー費、SNS広告費、メディア出稿費等）
Ⅲ. 委託・ 外注費	委託・外注費	・間接補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。） 例）システム構成、ウェブサイト構築、外部委託費（地域コーディネーター、広報・PR等、専門会社等への依頼等）

※1 補助対象経費の詳細については、採択後、間接補助事業者と調整するものとします。

※2 原則として、健保等級単価計算による算定とします。

※3 任意団体等で健保等級適用者がいない場合も、経済産業省〔等級単価一覧表 令和8年度適用〕記載の「健保等級適用者以外」単価計算を元に労務単価を計算してください。なお、「様式2_積算内訳書」の「健保等級単価算出」シート上で労務単価算出可能です。

※ 補助対象経費に占める外注・委託費の比率が50%を超える場合は、その合理性を示す理由書を提出いただく場合があります。

※ 判断に迷うことや不明点等があれば、事務局までご相談ください。

<補助事業事務処理マニュアル>

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

<等級単価一覧表 令和8年度適用>

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R8kenpo.pdf

7-3. 補助対象とならない経費

間接補助事業が完了し、額の確定を行う際は、実績報告書及び各証憑類等によって事業が適正に実施されているか精査します。補助対象外経費について以下に掲載していますので、改めて確認をお願いします。

交付決定した経費でも、補助対象外経費に当たる経費については、補助の対象とすることはできませんのでご注意ください。

○各費目における補助対象外経費一覧

費目	細分	注意事項
全項目共通		<ul style="list-style-type: none">× 趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費× 外部委託のみの事業等、申請者等に主体性が認められない事業× 交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費× 実施期間を超過してから支払・引き落とし等が行われた経費
共済費		<ul style="list-style-type: none">× 雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分等
旅費	交通費	<ul style="list-style-type: none">× 特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）× 日当（ただし、旅費規程等において認められている場合を除く。）× 駐車場（ただし、旅費規程等において認められている場合を除く。）
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none">× 補助対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用× 金券の購入（報償費として支給する場合も含む。）
備品購入費		<ul style="list-style-type: none">× 事務所用備品× 汎用性のある備品（パソコン・プリンター等）× 車両購入代・修理費・車検費用× 団体において既に必要備品を所有している場合は対象外× 団体以外からの必要備品の利用または借用が可能な場合、新規購入は対象外
その他補助対象外経費等		<ul style="list-style-type: none">× 団体の事務所等を維持するための経費（家賃・保証金・敷金・仲介手数料・光熱水費等）× 領収書がない等用途が不明のもの× その他団体の経常的な活動に要する経費× 飲食・奢侈・娯楽・接待の費用× 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）、借入金などの支払利息及び遅延損害金× 交付申請書等の書類作成に係る経費

	<ul style="list-style-type: none"> × 事業中に発生した事故・災害への対応のための経費（ただし、間接補助事業者には帰属性のない理由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合もありますので、事務局にご相談ください。） × 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費 × 公租公課、保険料 × 新聞代等の消耗品代、団体等の会費 × 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
--	---

7-4. 補助対象経費全般に係る留意事項

間接補助事業の実施に当たっては、以下の観点にご留意ください。

- ①間接補助事業の実施に当たっては、当該事業について適切な区分経理を行ってください。本補助事業における補助対象経費は、間接補助事業期間内に発注等が行われ、利用された最低限の経費であり、通常の事業活動経費と明確に区分できるもので、証憑書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ②間接補助事業における発注先の選定にあたり、経済性の観点から、原則として3社以上（実際に発注することになる企業以外に2社）から見積を取り、その中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。なお、1件あたりいくら以上の発注から相見積りを必要とするかの設定については、原則、既存の内規(※)等に基づき適正に判断してください。ただし、発注内容の性質上、見積を取ることが困難な場合等、見積を取らないことに合理的な理由が認められる場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、当該企業等を随意契約の対象とするための理由書が必要となりますので、証憑書類として予めご準備ください。
※相見積りについて内規等がない場合には、事務局にご相談ください。
- ③発注先への支払は、原則として銀行振込となります。手形払や現金による支払は、支払実績を確認できないため支払証憑としては認められませんので、ご注意ください。

8. 補助金の支払について

8-1. 補助金の支払時期

間接補助事業者に対する補助金の支払時期は、以下のうち、いずれか早い日に支払うものとします。

- ①令和9年3月31日（水）
- ②補助金の支払金額確定月の翌月末日

※期限までに実績報告書の提出がない場合や、実績報告書の不備の改善がなされない場合等は、補助金の支払が不可能となりますのでご注意ください。

※事業終了日が令和9年2月15日（月）以降になると見込まれる場合は、判明した時点で必ず、事務局へ相談してく

ださい。事前相談なくプロジェクトや支払の遅延が発生した場合は、補助金の支払が不可能となりますのでご注意ください。

※補助金の支払は、原則として間接補助事業終了後の精算払いとなります。ただし、特に必要と認められる場合は概算払が可能な場合がありますので、あらかじめ事務局にご相談下さい。（「15. その他」参照）。

8-2. 補助金の支払額の確定方法

間接補助事業の終了後、間接補助事業者より提出いただく実績報告書に基づいて事務局が調査（確定検査）を行い、支払額を確定します。

支払額は、交付決定額を上限として、補助対象経費のうち実際に支出を要したと認められる費用の合計に補助率を乗じた額となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証憑書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、要件を満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

8-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

補助対象として経費計上している費目で委託契約等（ただし、税込100万円以上の取引に限る。）を結んでいる場合については、事業終了に伴う実績報告書の提出の際に、契約先の事業者の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料^{※1}を添付してください。これら委託先からさらに他の事業者に委託している場合（再委託などを行っている場合）も、上記同様に、実施体制資料に記述してください。

※1 本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。実施体制資料作成上、請負または委託先の事業者との契約について補助対象経費の計上の際に「外注費」としているか、「委託費」としているかは問いません。いずれの場合も実施体制資料に記載ください。一方で、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む。）」、「補助員人件費（人材派遣も含む。）」は実施体制資料記載の対象外とします。

※ 請負先または委託先からさらに請負または委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。（再々委託先については金額の記述は不要。）

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

（1）実施体制表（税込100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額 (税込)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

事業者B	外注先	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者D	再委託先（事業者Aの委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者E	再々委託先（事業者Cの委託先）	上記記載例参照	記入不要*	上記記載例参照

※事業者Eは、間接補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要。

（2）実施体制図（税込100万円以上の請負・委託契約）



9. 交付決定

9-1. 交付決定通知書の交付

間接補助事業者は、採択後、交付規程に基づき、事務局に補助金交付申請書を提出ください。

事務局において補助金交付申請書の記載内容等を確認した上で、内容に不備等がなければ、交付決定通知書を申請者に交付します。事務局から交付決定通知書を事業者あてに交付した時点から間接補助事業の開始となります。

なお、採択を決定した後、交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。その際、交付条件が合致しない場合には、採択の取消しを行う可能性もありますのでご了承ください。

また、交付決定後、事業者に対し事務局から事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を求められることがあります。

9-2. 交付決定に係る留意事項

交付決定通知書に記載された交付決定日から、間接補助事業の開始となるため、**交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費は、補助対象経費として認められません（見積は交付決定日前の取得でも問題ございません。）。**

また交付決定までに要する期間によっては、事業期間に変更が生じる場合もあります。従って、公募申請時に事業計画書に記載した間接補助事業開始日に関わらず、交付決定日が間接補助事業の開始日となりますので、十分にご留意ください。

なお、採択決定後、交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金

額などに変更が生じる可能性があります。その際、交付条件が合致しない場合には、採択の取消しを行う可能性もありますのでご了承ください。

加えて、交付決定後、間接補助事業者に対し事務局から事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を求められることがあります。

当該情報の取扱いには十分ご留意いただき、万が一、情報漏洩が生じた場合は、直ちに事務局までご連絡ください。

10. 間接補助事業者の除外要件

次のいずれかに該当する者は、間接補助事業者から除外します。

- × 法人等(個人、法人または団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- × 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- × 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力または関与しているとき。
- × 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- × 法人等が刑事告訴された結果、または民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

11. 申請書類一覧

申請に当たっては、各様式名の〔事業者名〕の〔 〕内を変更してご提出ください。

申請期間を超過しての再提出等は認められませんので、必ず全ての書類が揃っているかご確認の上、ご提出ください。

区分	書類名	提出時の ファイル形式
必須提出	様式1_間接補助事業申請書_〔事業者名〕	Microsoft Word
	様式2_積算内訳書_〔事業者名〕 ※ 様式2-1は提出必須、様式2-2は任意提出です。	Microsoft Excel
	様式3_実施体制一覧表_〔事業者名〕	Microsoft Word
	事業者の財政状況がわかる資料 ※ 法人格を持つ場合は、直近3年間決算書もしくは法人税申告	任意様式 (PDF)

	書を提出してください。 ※ 設立後1年未満の企業等、上記書類が存在しない場合は、決算書（作成されている場合）の他に、事業計画書及び収支予算書を提出してください。	
任意提出	事業内容に関する企画書_ [事業者名] ※図や資料などを適宜活用しつつ、自由な様式で提出してください。	任意様式 (PDF)
	申請事業者の事業概要が確認できるパンフレット・定款等	任意様式 (PDF)
	申請事業者や参加するアーティストの過去の実績を示すポートフォリオ等	任意様式 (PDF)
該当する事業者のみ提出必須	様式4_委託外注費の割合が50%超える理由書_ [事業者名]	Microsoft Excel
	非課税や免税事業者であることを証明する書類の写し	任意様式 (PDF)
任意団体のみ提出必須	団体規約	任意様式 (PDF)
	「構成員の存在」「代表者の存在」「団体所在地の存在」が確認出来るもの ※ 規約内に記載があればそちらで構いません	任意様式 (PDF)

<書類提出に当たっての留意事項>

- ・任意様式と記載されている種類については、PDF形式、A4サイズ（210×297mm）としてください。
- ・様式を指定している書類については、編集可能な形式（Word・Excel・PowerPoint）でお送りください。ただし、前述の形式では体裁が崩れる懸念のある場合は、PDF形式の書類も併せてお送りください。（特にiOS等をご使用の方はご注意ください。）
- ・必要な申請書類が提出されていない場合または提出いただいた申請書類内容に漏れがある場合は、申請を受け付けられませんので、ご注意ください。
- ・事業計画書は、原則20ページを上限とします。
- ・申請書類のファイル名は、「(様式名)_(申請書類名)」という記載に統一して提出してください。
- ・各書類の容量は10メガバイト以下としてください。

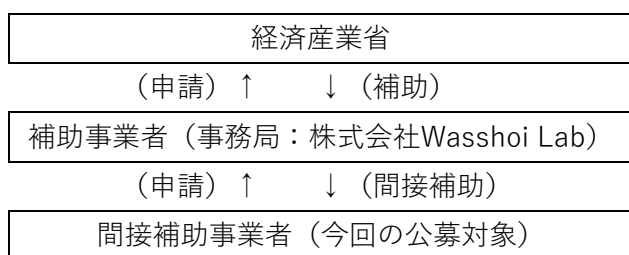
1 2. 使用する用語の定義

1 2 市町村	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全 1 2 市町村を指します。
アート	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用したメディア・アート、伝統芸能、その他のアート及び複合的なアート、を指します。本事業では、アート分野の指定はありません。
プロジェクト	本事業で実施される創作活動や交流等の活動を指します。
間接補助事業	本事業で公募し、採択された事業を指します。
間接補助事業者	本事業で公募し、採択された事業者（法人、団体）を指します。
補助事業	本事業において、採択された間接補助事業が遂行できるよう、要件を満たした事業経費の一部または全部を補助する業務をはじめとした事務局業務を指します。
補助事業者	上記の補助事業を行う事業者（株式会社Wasshoi Lab）を指します。

1 3. 補助事業のスキーム

本事業は経済産業省から令和 8 年度「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」の採択を受け、株式会社Wasshoi Labが事務局を運営しています。

今回の公募対象である間接補助事業者の採択、補助、支援等は、株式会社Wasshoi Labが経済産業省の助言のもと実施します。



1 4. 補助金を応募する際の注意点

- ①補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ②偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、株式会社Wasshoi Lab及び経済産業省が補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- ③上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 1 0 . 9 5 % の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと

等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ④補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤株式会社Wasshoi Labから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥間接補助事業を遂行するため、売買若しくは請負その他の契約をする場合、または間接補助事業の一部を第三者に委託若しくは第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（事業の実施体制が何重であっても同様です。）
掲載リンクページ：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑦補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。
- ⑧なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

15. その他

以下に記載する事項についても、必ず事前にご確認いただき、ご了承いただいた上で、間接補助事業に申請ください。

- ①本事業で制作される作品の著作権は、原則として間接補助事業者に帰属します。
- ②本公募要領は、必要に応じて改訂されることがあります。改訂された場合には、本事業公募サイトで周知を行いますので、定期的にご確認ください。
- ③補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、間接

補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、間接補助事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますのでご注意ください。

ア. 消費税法における納税義務者とならない事業者

イ. 免税事業者である事業者

ウ. 簡易課税事業者である事業者

エ. 国または地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の事業者

オ. 国または地方公共団体の一般会計である事業者

カ. 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

④補助金の支払については、原則として通常は間接補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、事務局による確定検査を踏まえて補助金額を確定後に精算払いとなります。ただし、特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金を支払うこと(概算払)が可能な場合もあります。概算払を要する場合は、事前に事務局までご相談ください。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

⑤間接補助事業終了後の補助金額確定に当たり、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類（証憑）の確認ができない場合には、当該経費は補助対象外となります。

⑥間接補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例：他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、間接補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合(例：名義貸し等)には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあります。

⑦間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。

⑧間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証憑書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、間接補助事業の終了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日の属する会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

⑨間接補助事業終了後に、会計検査院が実地検査に入ることがあります。本事業は国の交付する間接

補助事業であることを踏まえ、検査にはご協力をお願い致します。なお、実地検査の結果、補助金の支払に不備等が発覚した場合には、補助金の返納を求められる可能性があります。そのためにも、上記に挙げたような、間接補助事業のルールに基づく適切な経理区分、証憑書類の整備・管理等を行っていただくようご注意ください。

- ⑩提出された事業計画書等の申請書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ⑪間接補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑫間接補助事業終了後、必要に応じて間接補助事業者に対して、間接補助事業の成果についての公表用資料の作成や発表へのご協力を依頼させていただくことがあります。可能な範囲でご協力をお願い致します。
- ⑬採択後、間接補助事業についてメディア(テレビ、新聞、雑誌、ウェブ等)への露出や展示会への出展等が行われる際には、事務局に一報をお願い致します。

【公募内容・申請に関するお問合せ先】

お問合せは、すべて電子メールにて受け付けます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合わせください。

<ハマカルアートプロジェクト2026事務局メールアドレス>

contact★hamacul-project.com

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

※件名に『【問合せ】(申請団体名)○月○日までに回答希望』と記載してください。

※問合せ対応時間は平日9:00~18:00となります。

対応時間外にいただいたメールは、翌営業日以降の対応となりますのでご了承ください。

※公募期間中は、問合せが集中しますので、余裕を持ったご連絡をお願いいたします。